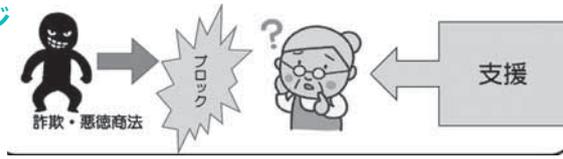


▶成年後見制度のイメージ



▶こんなときに成年後見制度の利用を考えましょう。

- ・最近もの忘れがひどくなってきたので、通帳やお金の管理が心配。
- ・認知症でひとり暮らしの母を悪質商法などから守りたい。
- ・認知症で施設に入所した父の財産を処分して入所費用にあてたい。
- ・自分ひとりでいろいろな契約や手続きの正しい判断ができていないか心配。
- ・両親亡きあとの障がいのあるわが子の将来が心配。

▶成年後見制度には、2つの種類があります。

- 『法定後見制度』…すでに判断能力が衰えた方を支援し、利用する人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。
- 『任意後見制度』…現在は判断能力がある人が、将来認知症などで判断能力が衰えたときに、財産管理や日常生活での契約などの法律行為を本人に代わって行う人をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。

▶後見人の仕事は大きく分けて2つあります。

- ・**財産管理**…本人のために適切な財産管理を行います。
【例】 預貯金（通帳・カード）の管理、年金などの収入支出管理、不動産など重要な財産の管理や処分、相続手続き（遺産分割の話し合いへの参加）
- ・**身上監護**…本人にとって良い環境であるように配慮します。
【例】 施設入所の手続き（入退所契約）
病院での治療及び入院手続きの支援
介護サービスの契約



▶お気軽にご相談ください。

制度について、下記の相談窓口を設けています。お気軽にご相談ください。

- ・**さく成年後見支援センター**（福）佐久市社会福祉協議会内
（佐久市取出町183番地 野沢会館2階）
☎0267-64-5255 Eメール：kouken@sakusi-shakyo.or.jp
【開所時間】 月～金 8：30～17：15（祝日及び年末年始は除く）
- ・**小諸市地域包括支援センター** ☎24-1051・☎26-2250
- ・**小諸市役所** 高齢福祉課 高齢者支援係
厚生課 福祉係



「転ばぬ先の杖」

いざという時のために

知って安心 成年後見制度

判断能力が不十分な方の生活と権利を守ります

成年後見制度とは…認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。

問 高齢福祉課 高齢者支援係



脳いきいき教室（無料）

月ごとのテーマにそった話と楽しく頭を使いながらの軽い運動をします。
1/26(金) 13：30～15：15
市民交流センター 1～3会議室
申込み不要

もの忘れ相談（無料）

認知症初期集中支援チームスタッフ（看護師等）が相談をお受けします。
1/17(水) 13：30～
市役所3階 第6会議室
要予約（前日までに申込み）